

静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正案の概要

1 規則等の案の概要

静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の25、第24条の18及び第24条の37

3 改正の趣旨

児童福祉法の規定により、指定障害児通所支援事業者等の指定、廃止、指定の辞退又は指定の取消し（以下「指定等」といいます。）があったときは、その旨を公示しなければならないこととされています。

そして、この公示の方法は、静岡市児童福祉法等施行細則の規定に基づき、「告示（静岡市の公印を押した紙文書を静岡市の掲示場に掲示する方法）」により行うこととしています。

この度、指定障害児通所支援事業者等の指定等があった場合の公示の方法について、次の理由から、「告示」から「インターネットの利用その他の方法による公表」に変更することとします。

- （1）既に市ホームページへの掲載など、広く市民に公表する方法が整っていること。
- （2）静岡市の掲示場を見る市民は限られていること。
- （3）告示に係る事務の廃止に伴う事務負担の軽減が見込まれること。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

指定障害児通所支援事業者等の指定等があった場合の公示の方法について、「告示」から「インターネットの利用その他の方法による公表」に変更します。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和8年4月1日